

徳島県告示第五百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和六年十二月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年十二月六日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始の期日
401	鳴門徳島自 転車道	徳島市川内町富久三二六番一 地先から 同 三七二番一 地先まで	一九二・三	令和六年十二月六日